

伊方町人権施策推進基本計画

(改 訂 版)



伊 方 町

改訂にあたって



人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利であり私たちが明るく住みよい社会を築き上げていく上で大切なものです。

人権尊重の町づくりには、地域社会に暮らすあらゆる立場の人々が協働する取組が必要です。

暮らしや生き方の中に、人権が思考や行動の価値基準として、しっかり根づいた町をつくりだしていくなければなりません。

しかしながら私たちの社会には、たくさんの人権問題が存在し、さらには、情報技術の進展・社会情勢が変化する中で、新たな人権課題が生じるなど、人権問題は複雑化、多様化してきています。

そのような現況下、国においては関係法令の制定や社会情勢の変化に適切に対応すべく多様な環境整備が進められているところです。

本町におきましても人口減少、少子高齢化、核家族化の進展に伴う世帯構造の変化や、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手不足等々が深刻な社会問題となっています。これらの課題を解決し、「ひと」を大切にするまちづくりを進めていくためには、誰もが住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合いながら、生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりが求められています。

こうした人権を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、「人権教育・啓発に関する基本方針」を「伊方町人権施策推進基本計画」として改訂を行いました。

今後は、この「基本計画」を基に、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざし「差別のない心豊かな明るい町づくり」を推進してまいります。

最後になりましたが、本基本計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました関係各位に心から感謝し厚くお礼を申し上げます。

2025（令和7）年10月

伊方町長 高門清彦

目 次

I 人権をめぐる状況	
1 國際的な動向	P 3
2 国内の動向	P 4
3 県内の動向	P 5
第1章 基本的な考え方	
1 基本計画の位置づけ	P 7
2 人権施策とは	P 7
3 人権尊重の基本理念	P 7
第2章 取組の経緯	P 8
第3章 基本的施策の推進と体制の確立	
1 基本計画と施策	P 8
(1) 人権擁護の推進	P 9
(2) 人権意識の高揚を図る取組	P 9
(3) 地域共生社会に向けた取組	P10
2 推進体制の確立	P11
(1) 庁内推進体制の強化	P11
(2) 関係機関等との協働・連携	P11
(3) SDGsとの関係	P12
(4) 分野別施策の推進	P12
(5) 進行管理	P12
第4章 さまざまな人権問題の取組	
○ 部落差別(同和問題)	P13
○ 男女共同参画に関する人権問題	P14
○ 障がいのある人の人権問題	P16
○ 子どもの人権問題	P18
○ 高齢者の人権問題	P21
○ 外国人の人権問題	P23
○ 病気にかかわる人の人権問題	P23
○ 個人のプライバシーの保護	P25
○ アイヌの人々の人権問題	P27
○ 犯罪被害者やその家族又は遺族の人権問題	P29
○ 刑を終えて出所した人等の人権問題	P30

○ 性的指向・ジェンダーアイデンティティの人権問題	P30
○ (職場における) ハラスメントに関する人権問題	P32
○ 生活困窮者の人権問題	P33
○ インターネットにおける人権問題	P34
○ 個人情報の保護	P35
○ 災害時における人権問題	P36
○ 自死にかかわる人の人権問題	P38
○ 人身取引における人権問題（性的サービスや労働の強要等）	P38
○ 拉致被害者等の人権問題	P39
○ その他の人権に関わる諸問題	P39
おわりに	
参照 用語の解説	P43
参考資料	P53
○ 世界人権宣言	P53
○ 日本国憲法（抄）	P58
○ 人権教育・人権啓発に関する法律	P62
○ 伊方町差別のない人権尊重の町づくり条例	P64

I 人権をめぐる状況

1 国際的な動向

20世紀に人類は二度にわたる世界大戦において多数の犠牲者を出したことにより、平和と人権尊重の大切さを学びました。このような経験を通じて国際連合（以下「国連」という。）は、人類社会のもっとも基本的なルールである人権保障のための国際的な基準として、「世界人権宣言」を1948（昭和23）年の総会で採択しました。この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後も「国際人権規約」1966（昭和41）年をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）1965（昭和40）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）1979（昭和54）年、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）1989（平成元）年、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）2006（平成18）年などの人権に関する条約を採択するとともに「国際人権年」1968（昭和43）年、「国際女性（婦人）年」1975（昭和50）年や「国際障害者年」1981（昭和56）年、「国際識字年」1990（平成2）年等の国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

こうした中、国連は、2015（平成27）年に「持続可能な開発目標」（SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、貧困の解消やジェンダー平等の実現、不平等の是正等の目標を掲げました。また、人権教育については、1994（平成6）年の総会において1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、人権を普遍的な文化として構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

2004（平成16）年には「人権教育のための国連10年」の終了を受け、全世界規模で人権教育をさらに発展させるために、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画2005（平成17）年～2009（平成21）年、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画2010（平成22）年～2014（平成26）年、第1・第2フェーズの取組の強化及びメディア・ジャーナリストへの人権教育に焦点をあてた第3フェーズ行動計画2015（平成27）年～2019（令和元）年の取組が進められ、第4フェーズ行動計画2020（令和2）年～2024（令和6）年では、青少年への人権教育を強化し、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点が置かれています。また、第4フェーズ行動計画では、「2030年までに、

持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」と定めているSDGsの4.7と連携させるとしています。

2 国内の動向

国内における人権問題への取組は、部落差別をなくす運動をはじめ、女性差別や障がい者差別への反対運動など、人権問題の当事者が声をあげ、社会に働きかけてきたことが、個別の課題についての公的な取組を導いてきました。全般的な人権問題・人権教育への取組としては、1996（平成8）年12月に5年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、1997（平成9）年7月には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、2000（平成12）年12月には差別解消のために人権教育・啓発の推進を国や自治体の責務として位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取組が進められています。

分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、主なものでも、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）2000（平成12）年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）2005（平成17）年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）2011（平成23）年、「いじめ防止対策推進法」2013（平成25）年等が挙げられ、2016（平成28）年には、差別解消を目的とする、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）（2021（令和3）年5月改正）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の、いわゆる人権三法が施行され、2019（令和元）年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が施行されました。さらに、新型コロナウィルス感染症に対応するため、2021（令和3）年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者や医療従事者、その家族等の人権が尊重され、差別的取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。また、2021（令和3）年4月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロ

バイダ責任制限法)が改正され、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図ることを目的として、発信者情報開示について新たな裁判手続が創設されるなど、制度的な見直しが行われました。

さらに、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっていることを背景に、2022(令和4)年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」では、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定が定められ、同年7月に施行されました。2022(令和4)年6月には、子どもの権利を包括的に定めた「こども基本法」が成立し、憲法と「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)に基づいた子どもの権利を守るために基本的施策が定められ、2023(令和5)年6月には「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(ジェンダー理解増進法)」が定めされました。

3 県内の動向

愛媛県では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者等のそれぞれの人権分野ごとに、課題解決に向けての施策を進められてきました。そして、1997(平成9)年に国が策定した「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を受けて、1999(平成11)年に、「人権教育のための国連10年」愛媛県推進本部を設置するとともに、2000(平成12)年には、2004(平成16)年を目標年次とする「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画を策定し、「人権という普遍的な文化」の創造を目指して、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を進めてきました。

また、県民とともに人権が尊重される社会づくりの実現を進めるため、2001(平成13)年に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、国、市町及び関係団体と連携しながら、人権意識の高揚や人権擁護の推進のための施策を展開しています。さらに、2025(令和7)年に「愛媛県人権施策推進基本方針」第4次改訂を行い、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取組に学びながら、愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図る教育を推進しています。

近年、国際化、少子高齢化の進展など、環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化するとともに、インターネットの急速な普及など技術革新が進む中、新たな人権課題も生じています。また、家庭内での児童や高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者等への暴力などが社会問題化しており、地域や家庭、関係機関が連携し、解決に向け総合的に取り組むことが必要とされるケースが多くなっています。

このような状況のもと、各市町においても人権条例や基本方針の改訂等が行われ、新たな人権施策を推進していくため行政内の機構改革も行われ住民一人ひとりの
人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政を推進しています。

第1章 基本的な考え方

1 基本計画の位置づけ

この「伊方町人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」は、本町の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものであり、人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針となるものです。そして、すべての町民がこの「基本計画」を踏まえ、人権に関する認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取組を積極的に展開されることを期待するものです。また、この「基本計画」は、2025(令和7)年に制定された「伊方町差別のない人権尊重の町づくり条例」において、町長が策定する人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として位置づけられています。

2 人権施策とは

「人権施策」とは、人間らしく生きる権利を保障するすべての施策のことを総称しています。その内容は、基本的人権を町民に保障する施策であり、差別や人権侵害によって損なわれている人権を町民に回復させる施策です。また、差別や虐待などの人権侵害をなくすために取り組む施策であり、人権意識を育む教育・啓発です。さらに、差別や人権侵害に対して、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行う人権擁護に資する施策をいいます。

3 人権尊重の基本理念

1948(昭和23)年、第3回国際連合総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と示されています。この理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法においても「法の下の平等」及び「基本的人権の尊重」が定められています。

また、人権教育・啓発の分野では、1994(平成6)年の第49回国際連合総会で「人権教育のための国連10年」の決議が採択され、世界各国で「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。この決議を受け、1997(平成9)年、日本においても「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。この計画の中で、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組んでいくことが示されました。

本町においても、こうした理念に基づき、本町に暮らし、働き、学び、集い、訪れる人たち、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな施策を展開しています。

第2章 取組の経緯

1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」を受け、1969(昭和44)年に同和対策事業特別措置法が、さらには、1982(昭和57)年には地域改善対策特別措置法が施行されました。この人権問題の解決に向けた潮流は、1991(平成3)年12月伊方町議会による「人権に関する宣言決議」そして、2000(平成12)年の旧「伊方町人権尊重の町づくり条例」の制定に発展し、2005(平成17)年新伊方町のあらゆる人権課題の解決へ向けた取り組みへとつながっていきました。

部落差別(同和問題)については、差別実態の改善や差別意識の解消、差別事象への対応等に取り組んでまいりました。そして、現在においても、こうした取り組みを継続しています。

女性差別の撤廃・男女共同参画の推進については、1999(平成11)年の男女共同参画社会基本法を基に、2020(令和2)年に「伊方町男女共同参画基本計画」により男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

障がいのある人への人権問題については、障害者基本法を基に、2015(平成27)年に「伊方町障がい者計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自立し社会参加することができる「共生社会」の実現に向けた施策に取り組んできました。

また、2000(平成12)年に人権教育及び啓発の推進に関する法律が制定され、(2001(平成13)年に、「人権教育のための国連10年」を基に「伊方町行動計画」を策定し、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現をめざし、住民集会や各種の研修会などに取り組んできました。そして、2009(平成21)年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「伊方町人権教育・啓発に関する基本方針」を策定しました。さらに2025(令和7)年4月には、多様化、複雑化する人権課題を踏まえ「伊方町人権尊重の町づくり条例」の改正を行いました(改正後は「伊方町差別のない人権尊重の町づくり」条例)。本条例では新たな人権課題として事業活動における人権の取り組みを一層推進させるため、「事業者等の役割」の条項を追加しました。

今回の改訂は、国の法整備、社会情勢の変化を踏まえ、必要な改訂を行いました。

第3章 基本的施策の推進と体制の確立

1 基本計画と施策

本町のすべての分野において、差別や偏見、人権侵害のない人権尊重の町伊方町の実現をめざし、差別や人権侵害の現状を踏まえた施策の策定と国・県等の関係機関、人権関係団体、NPO法人等との密接な連携により、取り組みを推進します。

また、新たに制定された人権に関する法律等を広く町民に周知するよう努めると

ともに、その法律が示す目的や理念を十分に踏まえながら施策を展開していきます。さらには、当事者の参画を図るとともに「伊方町差別のない人権尊重の町づくり協議会」等に意見を聴きながら施策を進めていきます。

(1) 人権擁護の推進

差別や人権侵害に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。そのため、国・県等の関係機関と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。

インターネット上での人権侵害行為に対しては、インターネットを悪用することなくお互いの人権を尊重できるよう、国や県と連携しながらインターネット掲示板の管理者に対し削除要請を行っていきます。併せて国に実効性のある法律の整備を要望していきます。

人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。

○ 相談・支援体制の充実

人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解決のための助言等を行うなど、相談・支援体制の整備・充実を図る必要があります。人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野にわたる場合や、心理的ケアが必要なケースもあり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めています。

町民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の周知に努めるとともに、相談に応じる側の専門性を向上させ、他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。

深刻化する人権相談に対する各種相談員の資質向上に取り組むとともに、支援機関等とも連携した包括的支援体制を構築し、支援体制の充実に努めます。

○ 連携による総合的支援体制の強化

差別や人権侵害、犯罪被害者等に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。県や警察、法務局等との密接な連携や適切な役割分担により、総合的な支援体制を強化し、迅速な対応に努めます。

(2) 人権意識の高揚を図る取組

すべての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として真摯に受け止めていくことが不可欠です。それに加え、情報社会では、インターネット上の情報を適正に活用しつつ、自らも情報発信による誹謗中傷の加害者にならないよう、情報モラル教育や啓発の取組も必要です。日常の生活の中で、人権問題に敏感に気

づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図っていく必要があります。そのため、関係機関や各種団体等と協働・連携による各種集会や講演会等を継続して開催することや、多様な実施主体による自主的な学習や研修等の活動を支援することで、人権意識の高揚を図る教育・啓発の一層の推進に努めていきます。

子どもたちに対しては、発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいける人権教育を推進していきます。

なお、本町の学校における人権教育に関しては、伊方町第2次総合計画後期基本計画に基づき、町教育委員会が策定の「伊方町教育要覧」によって、その考え方や取り組みを示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めていきます。こうした教育・啓発の際に作成・配布する啓発冊子や資料についても、少しでも人権意識の高揚につながる内容や表現となるよう、常に工夫を凝らして作成していきます。

人権意識を高める啓発のあり方については、人権に関する専門機関等と協力し、啓発手法の検討やデジタル化社会に対応した取り組みを進めています。

これらの取り組みについては、定期的に人権に関する意識調査等を実施するなどして、教育・啓発の効果を点検し、施策に反映していきます。

○ 人材育成の取組

本町の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組みます。

地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成並びに研修等を行い、人材育成に努めています。

また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む団体を、育成・支援していくよう努めています。

(3) 地域共生社会に向けた取組

○ 誰一人取り残さない地域共生の取組

地域共生社会とは、人々が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域社会だと言われています(ニッポン一億総活躍プラン 2016 (平成28) 年閣議決定)。そのような社会とするためには、安心して暮らすことのできる地域福祉の推進を基本理念とする「地域福祉推進計画」と連携し、人権課題を含む地域生活課題を「自分事」として住民主体の課題解決の仕組みをつくること、

市町村において、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の包括的な相談支援体制を確立することが必要です。

○ 社会的孤独・孤立の解消

「孤独・孤立」の状態にあり、生きづらさを抱えながらも「助けて」と言えない人たちがいます。孤独・孤立には、家族や集団、制度や社会的役割からの孤立など、さまざまなケースがあり、最悪の場合、「自死」「孤独死」の引き金となってしまいます。2023（令和5）年に孤独・孤立対策推進法が公布され、孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもので、社会全体で対応しなければならない問題とあることが示されました。

孤独・孤立の問題に対応するため、多機関で協働する個別支援を実施します。

2 推進体制の確立

(1) 庁内推進体制の強化

本町のすべての部署で、人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、関係各課が横断的に連携するよう「人権施策推進庁内会議」で調査・検討を行うとともに、連絡・調整などの情報共有や施策の進捗状況を点検し適切な管理に努めます。さらに、「人権推進統括本部会議」で施策方針の決定や情報共有を図ることで、より一層の施策推進をめざします。

(2) 関係機関等との協働・連携

SDGs の理念の浸透や社会課題への関心の高まりから、事業者や地域、NPO法人や町民ボランティアによるさまざまな地域貢献活動が行われています。差別のない人権尊重の町づくりを推進するため、事業者や地域、NPO法人や町民ボランティアや関係団体と協働・連携し、啓発や取り組みを推進します。また、研修機会の提供、町民啓発の支援及び啓発手法の検討を行います。

さらに、国、県、市町村、関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえ、互いに連携・協力を図りながら効果的で効率的な事業の推進を図ります。

(3) SDGs との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のためのゴール（目標）と169のターゲットが定められています。

本計画では、17の行動目標のうち、主に以下に関する施策を推進することにより、SDGs の目標達成に貢献します。

 1 貧困をなくそう 	貧困をなくそう	 8 働きがいも 経済成長も 	働きがいも 経済成長も
 3 すべての人に健康と福祉を 	すべての人に健康と福祉を	 10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう
 4 質の高い教育をみんなに 	質の高い教育をみんなに	 11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを
 5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を実現しよう	 16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に

(4) 分野別施策の推進

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、基本施策の推進とともに、様々な人権問題に対応するための施策を推進していくことが必要です。

人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、計画では、「犯罪被害者等」、「刑を終えた人等」、「性的指向・ジェンダー・アイデンティティ」、「インターネット上の人権侵害」、「新たな感染症（新型コロナウイルス感染症等）」等を加えた分野を取り上げ、分野別に現状と課題、具体的な施策を示します。

分野別施策の推進にあたっては、本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき関係機関の連携のもと施策の推進を図ります。

(5) 進行管理

施策の推進にあたっては、基本計画に基づく事業を定期的に評価し、府内横断的な組織により進行管理を行います。

第4章 さまざまな人権問題の取組

○ 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

本町は、同和対策事業特別措置法施行以前から今日まで、同和問題の解決に向けて多岐にわたる施策を進めてきた結果、一定の成果をあげてきました。とりわけ、対象地区の住環境面は概ね改善されました。

しかし、部落差別（同和問題）の解決には至っておらず、結婚など人生の節目での差別言動、日常生活における身近な人による差別言動などは、依然として存在しています。また、身元調査、被差別地区かどうかを問い合わせる事象や、インターネット上の差別を助長する行為も存在しており、部落差別（同和問題）の解決に向けた継続的な取り組みが求められています。こうした中、インターネット等の情報化の進展に伴う社会状況の変化を踏まえ、2016（平成28）年12月、部落差別解消推進法が施行されました。この法律には、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の充実を図ることや教育及び啓発を行うよう努めなければならないことが示されています。

さらに、法務省はこの法律に基づいた調査を行い、2020（令和2）年6月に「部落差別の実態に係る調査の結果報告書」を公表しました。結果では、全般的に人権問題に対する国民の関心は高く、また、部落差別（同和問題）について一定の知識を有しているものの中で部落差別が不当な差別であるとしているものが85.8%になるなど、部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められています。しかし、交際・結婚相手が同和地区出身者であるか否か気にすると答えたものが15.7%になるなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っています。このような意識が、結婚・交際に關する差別事案につながっている可能性があります。

また、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や差別や偏見を煽る情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えないとしています。

（2）施策の推進方針

部落差別（同和問題）の解決に向けて、教育・啓発の推進、相談体制の充実と強化、当事者の自立支援などが必要です。

- ① 地域や町民団体、企業、県、法務局等と連携・協働して、「差別をしない、差別をさせない、差別を許さない」意識の醸成を図り、部落差別解消に向けた教育・啓発を推進します。

- ② 地域課題や相談ニーズを踏まえた教育・啓発を実施し、人権と福祉の町づくりを推進します。
- ③ 具体的な差別事象やインターネット等の情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化に対応するため、教育・啓発の調査研究への取り組みを行うとともに、研修や学習に活用していきます。
- ④ インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷等について、インターネットモニタリングを実施し、削除要請を行うとともに、差別を助長する投稿や人権侵害となる情報が速やかに削除され、被害者の迅速な救済がなされるよう、実効性のある法制度の整備を国に働きかけます。また、インターネットを利用するためのルールとマナーに対する正しい理解が広がるよう、県や関係機関と連携し、教育・啓発を推進します。
- ⑤ 差別を受けた被害者に寄り添った心理的ケアと自立支援を行うため、県や関係機関と連携・協働し、カウンセリングの実施や相談体制の充実を図るとともに、相談員の人材育成等に取り組みます。
- ⑥ 身元調査につながる戸籍等の不正請求を抑止、取得による個人の権利の侵害の防止を図るため県や県内自治体とも連携を図り一層の周知を図ります。

○ 男女共同参画に関する人権問題

(1) 現状と課題

本町は、男女共同参画社会の実現をめざし、2020（令和2）年「伊方町男女共同参画基本計画」を策定以降、さまざまな施策に取り組んできました。

また、国では少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、2015（平成27）年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が施行されました。これは、女性の就業の拡大を図り、女性自らの意志によって、希望する職業や個々の能力を十分に発揮できる働き方の実現をめざすものです。

さらに、2018（平成30）年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立、2020（令和2）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画や女性活躍を推進するための法律や制度が整備されてきています。

今後、女性がさらに社会で活躍していくためには、本町においても性別における固定的役割分担意識の解消と男性の家事・育児・介護への参画の推進により、より良いワーク・ライフ・バランスを実現し、男女ともに自分の希望する生き方ができる社会づくりが求められています。そのために、子どもの頃から男女共同参画について学ぶとともに、家庭や職場、地域など社会全体で性別による固定的

役割分担意識にとらわれない取組を行うよう理解促進を図ります。

また、人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、住民参画の町づくりが求められています。町内に住んでいる人、学んでいる人、事業を行っている人、地域活動を行っている団体などが連携・協働しながら地域課題を解決するよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を自分たちの日常生活に反映していく取組が必要です。

DVやセクシュアルハラスメント、性暴力などの被害者は女性が多く、女性に対する身近な暴力を生み出すその背景には、男女の社会的地位や経済の格差、男性優位な社会的構造による問題があると言われています。

DVの無い社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DVを根絶する意識を醸成することが必要です。

誰もが健康で安心した生活を送れる社会づくりのために、男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つこと、また、ライフステージに応じた心身の健康を維持することが大切です。特に女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康の問題に直面する可能性があることから、安心して妊娠・出産・子育てができるための切れ目のない支援が必要です。男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するための取り組みを進めます。

また、過去の災害経験によれば、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、本町においても女性の視点を取り入れた防災・復興の取り組みを進める必要があります。

(2) 施策の推進方針

男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえた「伊方町男女共同参画基本計画」に基づき、以下の施策等を推進します。

- ① 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動を推進するとともに、男女共同参画に関する地域活動や社会活動を行う団体等を支援します。また、子どもの頃から各世代にわたり男女平等を推進する教育・学習を実施します。
- ② 「愛媛県女性総合センター」等と綿密な連携を取りながら、男女共同参画への理解促進に向けた啓発活動や情報発信を推進します。
- ③ 誰もが一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と取り組みを推進するとともに、それぞれのライフステージに応じた育

児・介護支援の充実に取り組みます。

- ④ 職場や地域・社会活動の場における女性の活躍を推進するため、それぞれの政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境整備に取り組みます。
- ⑤ 男女間における暴力の発生を防ぐ環境整備として、性犯罪・性暴力対策の取組に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し取り組みを進めます。
また、被害者が安心して社会生活を営めるよう、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行います。
- ⑥ 誰もが心身共に健康で自分らしく暮らすために必要な支援を行います。また、性的マイノリティなど多様な性に関して正しい知識を持つ理解者を増やす取り組みを推進します。
- ⑦ 防災に関する政策などに女性の視点を取り入れるため、女性が参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。

○ 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、2006（平成 18）年に国際連合総会で採択され、我が国において2007(平成 19)年に署名し、2014（平成 26）年に批准しました。

この間、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の成立 2011(平成 23) 年をはじめ、直近では障害者差別解消法の成立 2013(平成 25) 年など、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変化しました。

その中でも、障害者差別解消法は、2016（平成 28）年に施行され、行政機関や企業などの事業者等に対して「障がいを理由とする差別的取扱い」を禁止するとともに、「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を義務付けています。事業者による「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」については、2024（令和 6）年 4 月から努力義務から法的義務に変更となりました。

本町においては、2021（令和 3）年に「障がい者計画」、「障がい者福祉計画」、「障がい児福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も、共に助け合える地域社会づくり」を基本方針として、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

2022（令和 4）年 5 月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが求められています。

また、障がいのある人やその支援者のニーズを聞き取りながら、障がいのある人が地域で暮らしていくために必要な支援策を検討していく必要があります。

これらの取り組みを通じ、障がいの有無にかかわらず、誰もが一人の個人としてその基本的人権が尊重され、互いに理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会の構築をめざすことが重要です。

(2) 施策の推進方針

障害者基本法の規定により策定する「障がい者計画」に基づき、社会的障壁（バリア）をはじめとする障害や障がいのある人に対する差別の禁止、障がいのある人を含むすべての人がともに暮らし、自立し、社会参加できるまちづくりを進めるため、施策を推進します。

- ① 理想とする暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。
- ② 障がいのある人がいつでも適切な支援を受けられるよう地域課題への検討を継続的に行い、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施することに努めます。
- ③ 障がいのある人への支援については、本人だけでなく、その家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者の支援も含めた重層的な支援体制の整備・充実に努めます。
- ④ 障がいのある人の地域生活支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般就労はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。

- ⑤ 障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がい者への理解と、住民への障害の社会モデルの考え方を普及するとともに、福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。
- ⑥ 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。
- ⑦ 関係機関と連携し、障がいの早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した切れ目のない教育支援体制の整備の充実に努めます。

⑧ 障がいのある人や高齢者、乳幼児連れ等を含めたすべての人が安全・快適に移動・施設利用ができるように、施設の整備を推進します。

○ 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

社会環境の変化は、そのまま子どもたちの生活へつながり、コミュニケーションの形も変化し、これまでにないストレスに子どもたちはさらされています。

特に、2020（令和2）年から続いた新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式に大きな変化をもたらし、外出自粛や時短営業、売上の減少などによる就業制限を背景に経済的困窮に陥る家庭もあったことに加え、屋外活動や体験学習等の中止、マスク着用の生活からリモート学習など、子どもの生活にも大きな影響を及ぼしました。また、少子高齢化に伴う核家族化の進行も、地域社会と子どもの接点を少なくしている要因の一つになっています。

さらに、子どもに十分な時間とお金をかけられない保護者の存在にも、社会の関心が向けられるようになってきています。子どもの貧困率は、2018（平成30）年の「国民生活基礎調査」の結果、2015（平成27）年（前回調査時）より、0.4ポイント低下し 13.5%となりましたが、ひとり親家庭、とりわけ母子世帯では、85%を超える家庭が「生活が苦しい」と回答しています。

子どもに関する法律などでは、1994（平成6）年、日本が批准した「児童の権利に関する条約」において、すべての子どもたちが、成長の過程で必要な保護・援助が受けられることを前提に、子どもを一人の人格、子どもが権利の主体であることを認めています。児童福祉法においても 2016（平成28）年に大幅な改正が行われ、国内法に初めて「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記されました。

児童虐待については、2000（平成12）年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、さまざまな取り組みが進められてきました。同法は、2004（平成16）年から現在まで複数回の改正が行われ、この間、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その人格形成に重大な影響を与えること、この法律が児童の権利利益の擁護に資すること、親権者などによる児童のしつけに際しての体罰の禁止が明文化されました。そのほか、虐待が疑われる児童を発見した者が通告する窓口が市町村にも拡大され、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、「要保護児童対策地域協議会」の設置義務などの所要の措置を講じられ、取り組みが強化されてきました。

2013（平成25）年9月に施行されたいじめ防止対策推進法により、いじめの

定義や基準が明確に示されたことで、相談窓口の充実や実態の顕在化に大きく貢献するとともに、子どもの育ちが保護者のみの責任ではなく社会の問題であるという意識の高揚にもつながりました。

2019（令和元）年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困解消に向けて児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進すること、また、子どもの年齢等に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され健やかに育成されることを基本理念とすることが明記されました。同じく、2019（令和元）年の児童福祉法（1947（昭和22）年）改正では、児童虐待防止対策の強化を図る上で、児童の権利擁護が明確にされました。2022（令和4）年の改正では、母子保健と児童福祉の役割の連携や協働が一層求められ、市町村における妊娠期から子育て期まで切れ目のない児童相談支援体制の強化が示されるとともに、ヤングケアラーなど家庭内での複雑で複合化する課題に対して、子どもとその家族全体への関係機関の連携による包括的な支援体制の強化について示されました。そして、この改正では、2024（令和6）年4月より市町村では、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置が努力義務とされました。

2023（令和5）年4月に施行されたこども基本法では、子ども等の意見の反映についての項目が設けられ、国や地方公共団体は、子ども施策の策定等を行う際には、子ども又は子どもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが明記されました。

「児童の権利に関する条約」の理念を遂行するためにも、保護者を虐待に向かわせない、安心して子育てができる社会環境の整備、すべての子どもが安心して過ごし、学ぶことのできる学校環境づくり、安全な地域社会づくりが求められています。しかし、児童虐待の発生予防、子どもの保護や支援、保護者支援など、まだまだ多くの課題が残されているのも現実です。子どもの命や心身の発達に影響する児童虐待への対応について、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、安心して子育てができる社会環境の整備や相談体制の充実を図るなど、子どもの最善の利益を保障するという視点で施策を推進していく必要があります。

（2）施策の推進方針

すべての子どもは、社会の大切な一員であり、心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利があります。子どもは大人の所有物ではなく、個人として尊重されなければならないという考え方を共有し、教育・啓発を推進していきます。今後とも児童の権利に関する条約の趣旨と内容の普及・啓発と実現に努めるとと

もに、子ども・子育て支援法に基づき、施策を推進します。

- ① 本町の子育て支援事業や母子保健事業を進めるなかで、保護者の育児不安の解消や育児支援など、子どもが周囲から愛されて健やかに育つよう環境の整備をします。

子どもが家庭や保育所等・学校、地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、子どもの人権について「児童福祉週間(5月5日～11日)」や「児童虐待防止推進月間(11月)」などをとおして啓発活動を行います。

- ② 児童虐待の未然防止や早期発見、ヤングケアラーの発見、把握の取組を積極的に進めるため、相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、学校や関係機関との連携による必要な支援活動を行います。
- ③ 家庭や地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるとともに、子どもの人権を守る社会全体の風土を醸成していきます。
- ④ 保育所・学校等において、児童の権利に関する条約を踏まえた、保育・教育内容の充実、保護者への啓発、職員研修などの施策を推進します。
- ⑤ いじめ防止対策推進法にのっとり、いじめの未然防止、早期発見、早期の適切な対応を図るため、いじめ防止教育の推進と支援体制を整備します。

また、いじめの重大事態が疑われる場合には、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。

さらに、必要に応じて第三者委員会を設置して再調査を行い、解決に向けた対策を速やかに行います。

- ⑥ 子どもの人権感覚を養い、相手も自分も大切にし、「いじめを生み出さない、いじめを許さない」意識や態度を育成するとともに、いじめ問題など身近な問題に向き合い解決していくための自治力や自己肯定感を育む人権教育を推進します。
- ⑦ 不登校やひきこもりの子どもが、将来に希望をもち、生きがいを見出せるよう関係機関等や民間団体と協働しながら、さまざまな学びの場を工夫し、相談・支援体制の充実を図ります。
- ⑧ 子どもの心身の健康と豊かな心を育むため伊方町食育推進計画に基づくライフステージに応じた取り組みを行っていきます。また困難を抱える家庭の発見、支援を進めます。
- ⑨ ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、自立支援給付金、小・中学校入学支度金の支給及び母子父子寡婦福祉資金貸付に加え、学習支援事業の実施による養育・教育等の支援、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施によ

る就労支援、養育費確保のための公正証書作成や家庭裁判所の調停等に必要となる経費支援等、生活の自立と安定に向けた取組を推進します。

また、相談者へ必要な情報が届く制度周知や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

⑩ すべての妊娠婦・子育て世帯を対象に、子どもの包括的な相談支援を行います。

⑪ 子ども施策の対象となる子どもとその保護者等に寄り添い、声を聴くこと、子ども等が抱える課題や思いをしっかりと受け止め意見を反映した施策の策定と実施をめざします。

○ 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

本町においても高齢化は確実に進行しています。高齢者の増加に伴い、日常生活に介護や支援を必要とする要介護と要支援の認定者は、年々増加しています。また、ひとり暮らしの高齢者も増加し続けています。

介護を取り巻く状況も、主たる介護者も高齢者という、いわゆる「老老介護」や介護のために仕事を辞めざるを得ないといった「介護離職」、近年では、高齢の親がひきこもりの子どもの生活を支える「8050 問題」も生じており、高齢者のみの問題だけでなく複雑化しています。

こうした社会状況の中で、加齢に伴い介護を必要とする高齢者や認知症状のある高齢者も年々増加しています。認知症は、誰でも発症する可能性のある疾患であり、年齢とともに発症率が高くなっています。高齢化の進行とともに、今後も認知症の人はますます増加することが見込まれます。

また、介護の長期化、養護者の高齢化による介護力の低下などとも相まって養護者の心身の負担が重くなっている状況もみられます。そして、これらが起因しての身体的虐待や心理的虐待、経済的虐待、介護放棄等のいわゆる「高齢者虐待」の問題が生じています。

最近では、高齢者が悪質商法で被害に遭うケースや、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題なども増加しています。

高齢者を取り巻く社会には、年齢制限など高齢者の豊かな知恵・経験・技術が活用されない就労状況や、社会的に高齢者として決め付ける偏見や固定概念が存在します。また、高齢者であることによって各種の社会参加をする機会が奪われていくなどの問題もあります。

そのため、高齢者が自身の知識や経験を活かし、生きがいづくりや地域貢献活

動などに取り組み、地域の担い手の一員として活躍できる機会の提供や活動の支援が必要となっています。

今後、すべての高齢者的人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動が可能なまちづくりを進めるとともに、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待に対する防止対策など積極的に取り組む必要があります。

加えて、介護サービスの利用者が自分の思いを伝えられ、自分らしく生活できるよう、介護事業者に対して、資質の向上への取り組みを働きかける必要があります。

(2) 施策の推進方針

本町は、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、老人福祉法1963(昭和38)年及び介護保険法(1997(平成9)年)の規定により策定する「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき施策の推進を行うとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(2005(平成17)年)、また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2023(令和5)年)に基づき施策を推進します。

- ① 高齢者の価値観や自主性を尊重しながら、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。また、必要な人が必要とする専門的サービスを適切に利用できるように、情報提供に努めます。
- ② 高齢者がその知識や経験を活かして、実社会の担い手として活躍することができるよう、就労環境の整備や地域貢献活動の推進を図ります。
- ③ 健康づくりや介護予防を重視した取組を行うとともに、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた家庭や地域でできる限り生活し続けられるよう、サービス提供体制の強化に努めます。

また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護の専門職による支援活動の充実を図ります。

- ④ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう「地域包括支援センター」「認知症地域支援推進員」さらには、「生活支援コーディネーター」などの福祉関係者が連携し、地域の関係者との信頼や協力関係を築きながら、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます。
- ⑤ 認知症などで判断能力が不十分な高齢者の財産や生活を守るため、「成年後見制度」の普及に努めます。
- ⑥ 認知症に関する正しい理解や認識を深めるため、啓発活動を推進し、認知症の人もそうでない人も暮らしやすい地域共生社会の実現に取り組みます。
- ⑦ 高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認

知症や虐待への知識を深めるように、介護事業者の資質の向上への取り組みを働きかけます。

- ⑧ 老人クラブなどの高齢者団体の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域貢献活動などを促進します。

○ 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

言葉や文化の違いによる日常生活での悩みや孤立の実態、在日韓国・朝鮮の人々の歴史的背景や実態、近年増加しているベトナムの人々の実態など、在留外国人に対する理解や認識は、十分に進んでいるとは言えない状況にあります。加えて、人種や民族、文化、宗教の違い、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに起因するさまざまな差別や偏見も存在しており、深刻な社会問題となっています。

こうした中、2016（平成28）年には、特定の民族や国籍の人々の尊厳を傷つけ、排斥するような差別的言動「ヘイトスピーチ」が社会問題となったことを踏まえ、ヘイトスピーチ解消法が施行され、国と地方公共団体による相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など、対策を講ずるよう定められました。

在留外国人に対する差別や偏見の解消を図り、国籍や民族に関わらず、すべての住民が安心・安全に暮らせる「多文化共生社会」の実現に向け、今後も在留外国人に対する理解や認識を深め、地域の共生意識を高めるための施策を推進していくことが必要です。

(2) 施策の推進方針

- ① 国籍や民族、文化が異なる人々と交流・連携する機会を設けることにより、国際理解をめざします。また、お互いが理解・尊重しあって共に生きる多文化共生のための教育・啓発を推進します。
- ② 在留外国人や関係団体などとの情報共有・意見交換により「多文化共生社会」の実現をめざします。
- ③ 日常生活全般における言葉に関する不便・障害を取り除くよう、外国語や「やさしい日本語」による情報提供の充実等に努めます。
- ④ 2016（平成28）年に施行されたヘイトスピーチ解消法の周知及びこの法律に基づいた相談体制の整備や教育・啓発の推進に努めます。

○ 病気にかかる人の人権問題

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。病気にかかわる人に日常生活や就労等社会生活を営む上で生じる問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取り組みが必要です。

ハンセン病は、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動」により、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。

1996（平成8）年らい予防法が廃止され、2009（平成21）年にハンセン病問題の解決の促進に関する法律や 2019（令和元）年のハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が施行された現在でも社会的には根強いハンセン病への差別や偏見が存在しており、ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らせない現状があります。

HIV感染者やエイズ患者、新型コロナウイルス感染症等をはじめとする感染症患者やその家族等、病気に関わる人に対し、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや病気に関わる人を特別視する偏見や差別意識が存在しています。

精神疾患に対しては、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識や情報等が伝わってないことから誤解や偏見が生じています。このことから、職場や地域で患者が疎外されたり排除されたりすることがあります。

難病は、原因が分からなかったり、治療方法が未確立であり、また、症状が慢性的となったり、又は進行性があるために、患者及びその家族が日常生活を送る上で、身体的・精神的負担、経済的負担等さまざまな問題が生じています。厚生労働省が指定している難病のほかにも社会的に十分認識されていない病気もあり、可能な限り当事者の社会参加を進めていくためにも、医療的支援や社会の一層の理解を求めていく必要があります。

64歳以下の人の認知症を「若年性認知症」と言いますが、社会の認知症に対する否定的な見方がある中で認知症であることを周りの人に知られることで、不当な扱いや疎外されることを恐れて、誰かに相談しづらい現状があります。その結果、認知症の本人が自分自身の望む暮らしを諦めてしまうこともあります。

診断後も早期に相談ができ、本人同士がつながり、集うことのできる仕組みづくりが必要です。そのためには、本人の声を聴き、共に考え、より良く暮らしている本人の声を広く伝えていくことが大切です。

また、何らかの病気になっても働き続けることができるような「治療と仕事の両立支援」も重要です。患者側の人権を重視し、治療側との信頼関係のもとで安

心して治療を受けることができる医療が求められています。医療従事者から自分の病状について十分説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセントの確立など、患者の立場に立った医療を行うことが求められるとともに、病気等に関する患者や家族のプライバシーの保護が求められています。病気にかかっている人や家族の人権に十分に配慮していくことが必要です。

(2) 施策の推進方針

- ① ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（2009（平成21）年）、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（2019（令和元）年）の施行を踏まえ、ハンセン病回復者やその家族が名誉を回復し、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消を図るため、関係機関と連携して教育・啓発に取り組みます。
- ② 感染症等に関する住民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談を受け付けます。
- ③ 精神疾患や難病を含む病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。
- ④ 若年性認知症については、関係機関と連携を取りながら、活動を支援するとともに、正しい理解の普及・啓発に取り組みます。
また、早期発見・早期治療につなげるための相談やサポーターの育成などの支援を行います。
- ⑤ インフォームド・コンセントの確立と、医療・保健・福祉など関係機関との連携を図りながら患者の心情を理解し、患者の立場に立った医療の推進を図ります。また、患者や家族等の病気等に関するプライバシー保護について、特段の配慮をするように関係機関の職員の意識啓発に努めます。

○ 個人のプライバシーの保護

(1) 現状と課題

本町はもとより全国の自治体や企業等は、コンピュータやネットワークなど高度化する情報通信技術（ＩＣＴ）の活用とともに、大量の情報処理や情報管理を行っています。その一方、自治体や企業等を問わず、収集し、保有する個人情報が本人の認識がないまま流出し蓄積され、売買の対象とされたり悪質商法等に利用されたりするなど、著しい人権侵害の事例が生じています。

デジタル社会の進展に伴い、個人情報の有用性に配慮しながら、かつ個人の権利利益を保護することが求められており、電算業務上の管理面において個人情報

の保護対策に万全を期することが大きな課題となっています。

2015(平成27)年度には、全国の自治体で「マイナンバー制度」が施行されました。住民の利便性の向上や行政の事務の効率化が進む一方で、個人情報流出によるプライバシー侵害を防止するための対策の強化も必要となっています。行政はもとより、企業や個人においても、情報管理をより一層徹底しなければなりません。

本町においては、住民の個人情報に深くかかわるとともに、大量の個人情報を取り扱う事務が数多くある状況を踏まえて、職員一人ひとりが住民の個人情報を保護するということは住民の人権を守ることであるという認識に立ち、必要な範囲において、かつ正確な個人情報を適切に保有管理し、業務を遂行することが強く求められています。

また、情報漏えいも、個人のプライバシーに関する人権侵害も、人的な要因によって引き起こされるものであることを踏まえ、住民や企業に対しては、個人情報保護に関する知識と意識の向上を図るため、地域や企業での研修による啓発活動を行っています。

本町では、「個人情報の保護に関する法律(2003(平成15)年5月公布)」に基づき、本町の機関が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、本人に対する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図っています。さらに個人情報の漏えいや身元調査につながる住民票や戸籍謄本などの不正請求の抑止に努めています。

また、個人情報の保護に関する法律では、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められ、企業等についても、保有する顧客情報などの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めることが求められています。そして、住民一人ひとりは、自らの個人情報が自らの人権に関する問題であることを理解し、自らの個人情報を守るという意識を持つことが大切です。

お互いのプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために最も重要なことです。個人情報保護の重要性が認識され人権が守られる社会づくりのために、行政や住民、企業等が一体となって取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

- ① 個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会(小地域懇談会や企業研修等)の充実を図るなど、個人のプライバシー

保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。

- ② 個人情報の保護に関する法律に基づいて、個人情報の適正な取扱いに努め、個人のプライバシーが守られる社会の実現を図ります。
- ③ 個人情報の保護に関する法律をはじめとする法令等の定めるところにより、人及び設備の両面の対策を図り、個人情報の保護に努めます。また、個人情報に関する苦情処理の対応、不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るとともに、町民課を窓口として解決に向けて支援を行います。
- ④ 「電子計算組織管理運営規程」や「情報セキュリティポリシー」に基づいて、機器・電子データ・磁気媒体等の情報資産に係る管理者を設置し、これらの適正な管理体制を確保します。

また、情報資産の適切な取扱い、事故発生時の適切な対応、職員権限に応じたシステム利用の制限、運用に関する基準及び運用実績記録の作成など制度を遵守した人的対策を推進します。

- ⑤ 2015（平成27）年度の「マイナンバー制度」の施行を機に、特定個人情報の取扱いを制限するためのセキュリティポリシーの改訂や、国の指針に基づく業務システムのインターネットからの分割などの情報ネットワークシステムのセキュリティを強化しており、情報セキュリティを更に徹底した電算システムの運用を推進するとともに、職員研修、時流に即したセキュリティ対策を継続し進めています。

○ アイヌの人々の人権問題

（1）現状と課題

国際連合総会で1965（昭和40）年に人権差別撤廃条約が採択され、1995（平成7）年に日本が加入しました。この条約では、人種、皮膚の色又は種族的出身を理由にする差別は、人間の尊厳に対する侵害であり国際連合憲章の原則の否定、世界人権宣言に謳われている人権及び基本的自由の侵害及び国家間の友好的かつ平和的な関係に対する障害及び諸国民の間の平和及び安全をも害するものとして非難されなければならないとしました。

アイヌの人々に関する課題解決に当たっては、この条約の主旨が基底になっています。アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の文化を持って生活していましたが、幕末以降、和人による支配が進みました。

1997（平成9）年にアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及および啓発に関する法律が制定されるまでは、アイヌの人たちを保護するという名目ではあったものの、旧土人保護法（1899（明治32）年）という差別的な名

称の法律で同化政策が推し進められ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど抑圧されていました。

その後、国際連合からの勧告等もあり、2008（平成20）年、衆参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、アイヌ民族が先住民族であることが正式に認めされました。

2009（平成21）年には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書が内閣官房長官に提出され、内閣官房内に「アイヌ総合政策室」が設けられています。これを受け、2009（平成21）年に「アイヌ政策推進会議」が発足し、総合的なアイヌ政策の推進に向けて議論が重ねられています。

また、2010（平成22）年には、「民族共生の象徴となる空間」「北海道アイヌの生活実態調査」両作業部会の設置。2011（平成23）年6月には両作業部会から報告書が提出され、その後8月に「政策推進作業部会」を設置。2014（平成26）年には、アイヌ文化の復興等を推進するための「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生の象徴となる空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

さらに、（2016（平成28）年のアイヌ政策推進会議において、象徴空間全体、博物館、公園について「民族共生象徴空間」、「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」に正式名称が決定されました。2019（令和元）年には、アイヌ施策推進法に基づき、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が閣議決定されました。（2020（令和2）年「民族共生象徴空間（ウポポイ）」がアイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとしてオープンしました。

2022（令和4）年度の内閣府による「アイヌに対する理解度に関する世論調査」によれば、アイヌの人々や文化に接した機会の有無についての問い合わせに対し、70.5%が無いと回答しています。この調査でアイヌ民族の歴史や文化についての国民理解が深まっていないことが分かりました。

アイヌ施策推進法の施行により、アイヌ政策が全国的に展開されているものの、依然として歴史や文化への無関心や誤った認識から、就職や結婚などにおいて差別や偏見や生活上のさまざまな人権侵害が存在していて、本町においても、教育・啓発を進めていく必要があります。

（2）施策の推進方針

アイヌの歴史や文化に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々への偏見や差別意識の解消をめざし、関係機関と協力し、教育・啓発を推進します。

○ 犯罪被害者やその家族又は遺族の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

2000(平成12)年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律、2004(平成16)年に犯罪被害者等基本法の制定、2008(平成20)年に経済的支援の充実を図った犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の改正、2021(令和3)年の「第4次犯罪被害者等基本計画」の策定など、犯罪被害者等の保護や支援の制度が整えられてきました。しかしながら、犯罪被害者等は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、精神的ショックに起因する体や心の変調をはじめ、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、医療費の負担や失業等による経済的な困窮、取材や報道によるプライバシーの侵害等からくる深刻なストレス等、さまざまな問題(二次的被害)に苦しんでいます。

こうした犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常生活を取り戻し、安全に安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が直面するさまざまな問題について相談に応じ必要な情報提供や助言を行う「総合窓口」を設置し、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定など犯罪被害者等に寄り添った支援を行っていきます。

犯罪被害者等の人権が侵害されるケースは、依然少なくありません。犯罪被害者等の人権が尊重される社会を実現するため、国、県や愛媛県警察本部などの関係機関と相互に連携協力して総合的な支援を行う必要があります。

また、犯罪被害の潜在化の防止と犯罪被害者等が相談しやすい環境を構築するため、関係団体及び当事者団体と協力し、犯罪被害者等の心情や立場について理解を深めるための啓発活動に積極的に取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

- ① 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、国、県、関係機関等と連携協力し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進します。
- ② 誰もが被害者となる可能性がある中、犯罪被害者等の人権は、社会全体で守り、支え合う必要があります。家庭、学校、職場、地域社会で犯罪被害者等を支援していくという意識の醸成と二次的被害の発生を防止するため、啓発・相談やサポートに努めます。

○ 刑を終えて出所した人等の人権問題

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人に対しては、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や地域住民の根強い偏見、差別意識が存在するため、就職先や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰に向けての基盤が確保しにくい実態があります。

このような中、2016（平成28）年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が成立、施行され、翌年12月には、国の「再犯防止推進計画」が策定されました。刑を終えて出所した人等の社会復帰の壁となっている事案を解消させていくために、家庭、学校、職場、地域社会でのあらゆる場所・機会を捉えて、更生保護の啓発活動を積極的に推進し、理解を得ていく必要があります。併せて、刑を終えて出所した人たちの社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポート体制も求められています。

また、犯罪の被疑者や受刑者の家族に対する不当な差別や偏見などの問題の解決に向けて取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

刑を終えて出所した人たちや犯罪の被疑者、その家族に対する偏見や差別意識が解消され、家庭、学校、職場、地域社会が社会復帰への理解をすることが必要です。また、(2023（令和5）年4月には、国の「第二次再犯防止推進計画」が策定され、地域による包摂を推進することが、重点項目として加わりました。本町としても、地域共生社会の実現に向けた取組と併せて、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、県をはじめ民間の関係機関等と連携して取り組んでいきます。

今後も社会復帰にかかる「保護司会」や「保護観察協会」、「更生保護女性会」等関係機関と協力し、この偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発を推進するとともに、相談体制・就労支援や住居等の経済的支援体制の構築と推進に努めます。

○ 性的指向・ジェンダーアイデンティティの人権問題

(1) 現状と課題

これまで社会では、性は男性と女性の2つに分けられ、異性を好きになるということが当たり前と捉えられてきました。しかし、今、性的指向及びジェンダーアイデンティティは多様であるということが少しずつ認識されてきています。性的マイノリティとは、心と体の性が一致しない人（性同一性障がい等）や好きにな

る人が異性であるとは限らない人など、性的指向及びジェンダー・アイデンティティについて少数派といわれる人たちのことを言い、L G B T Q (SOGI) という言葉で表すこともあります。

日々の生活の中で当たり前と思われている男女の区別が辛く、受け入れ難く感じている人や、性的マイノリティへの日常的な差別言動などから、学校、職場、地域など周囲の人からの差別や偏見を恐れ、カミングアウトできずに苦悩されている人もいます。

また、性の区分を前提にした社会生活、制度上の制約などさまざまな問題があることから、この解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

国においては、2004（平成 16）年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行され、一定の基準を満たす人は戸籍の性別変更が可能となりました。2023（令和 5）年に性の多様性に関する国民の理解を増進し、性の多様性に寛容な社会の実現をめざし、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ジェンダー理解増進法）が施行されました。

また、2015（平成 27）年には、渋谷区で同性カップルを「結婚に相当する関係」として認める、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(同性パートナーシップ条例)が制定され、渋谷区を筆頭に現在は全国の 350 を超える自治体で導入されています。このような自治体の動きのほかにも、複数の企業が同性パートナーにも配偶者と同様の福利厚生制度を適用するなど、性の多様性を尊重する取り組みが進んでいます。

本町では、(2025（令和 7）年に改正した「伊方町差別のない人権尊重の町づくり条例」に性的指向・ジェンダー・アイデンティティを追記したほか、啓発にも努めています。

今後も性的マイノリティの人権について多くの人に理解され、自分らしく生きることが当たり前となるよう、教育・啓発等に取り組んでいく必要があります。

（2）施策の推進方針

- ① ジェンダー理解増進法に基づき、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、性的マイノリティの方への差別や偏見が解消され、正しい認識と理解が深まるよう学校や職場における教育・啓発に努めます。
- ② 当事者の生きづらさや悩みを相談できる相談窓口等を設置し性の多様性に対応した施策の推進を図ります。

○ (職場における)ハラスメントに関する人権問題

(1) 現状と課題

職場における力関係等を背景としたいじめや嫌がらせの問題(ハラスメント)が注目され始めた背景には、これまでの終身雇用制が崩れ、不況や企業合併などで経営や雇用形態が急変する中、職場の人間関係が変化し複雑化していることが考えられます。

特に中高年に対するリストラの圧力、ノルマ強要などの労働強化、能力主義や成果主義などの導入による職場環境の変化のほか、働く高齢者が増加するなかで、高齢者の特性に配慮した職場をめざしていくこともこれからは重要になってきます。また、労働者の意に反する性的な言動や行為(セクシュアルハラスメント)、妊娠・出産、不妊治療、育児・介護休業を理由とする解雇などの不利益な取扱い(マタニティハラスメントなど)、顧客から事業者等へ、更には住民等から行政職員への悪質な暴言、暴行、不当な要求などの行為(カスタマーハラスメント)などが大きく取りざたされています。

ハラスメントは、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死へ結びつき、さらに、その家族まで影響が及びかねない人権問題でもあります。

労働施策総合推進法には、(2020(令和2)年5月の改正により、職場内のパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)を防止する規定が盛りこまれ、2022(令和4)年4月から、すべての企業に対してパワハラ対策が義務化されました。また、(2022(令和4)年に、新しい育児休業の創設や、雇用環境を整えることなど、男女ともに仕事と育児を両立できるよう育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)が改正され、職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じることが事業者の義務となっています。これを踏まえ、本町においても引き続き、国、県などの関係機関と連携しながら、その防止と被害者の救済に取り組んでいくことが必要です。

(2) 施策の推進方針

ハラスメント防止について、家庭、職場、地域などでの正しい認識の普及と啓発に努めます。

また、企業・団体等への継続的な働きかけや、企業への訪問・普及啓発に努めます。

本町では、カスタマーハラスメントの条例や規則、不当要求行為等対応マニュアル等を整備し、職員に対して継続して研修を行うなど、ハラスメントをしない・させない職場環境づくりに取り組んでいます。今後とも、労働局等の関係機

関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組みます。

○ 生活困窮者の人権問題

(1) 現状と課題

2015（平成27）年4月に生活困窮者自立支援法が施行となり、生活困窮者自立支援制度が始まりました。生活困窮者の定義は「現に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされました。

その後、2018（平成30）年に法改正があり「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されました。「生活困窮」とは、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状態の悪化や、社会からの孤立など、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活をすることが難しくなっている状態を指します。

現在、日本社会は人口減少、単身世帯の増加、非正規雇用労働者の増加、孤独・孤立問題の顕在化・深刻化が大きな社会問題としてクローズアップされています。単身世帯は増加傾向にあり、世帯類型において、1980（昭和55）年は20%であったものが（2020（令和2）年には38.0%となっています（内閣府「結婚と家族をめぐる基礎調査」）。

また、職場では非正規雇用労働者が増加傾向にあり、近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まり、雇用形態はパート、アルバイトが増加しています。そして、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は全体の14.3%となっています（総務省「労働力調査」）。

さらに、家族・友人等とのコミュニケーション頻度について、「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人」の割合は10.6%となっています。日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した人のうち、行政機関・NPO等からの支援について、支援を受けていない人の割合が88.2%となっています（内閣官房「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」）。このような家庭や地域、職場における環境の変化によって、社会的な孤独・孤立の問題を生じ、生活困窮を生み出す要因の一つにもなっています。生活困窮者の支援に当たっては、困難が深刻化しないうちに早期に把握し支援につなぐことと、課題が複合化している方、世帯への包括的支援体制の構築が必要となっています。

(2) 施策の推進方針

- ① 生活困窮者の多様かつ複合的な課題や「制度の狭間」の問題に対応し、待ちの姿勢ではなく早期把握に努めます。さらに、課題解決型の支援はもとより、伴走型支援により当事者と支援者が継続的につながり、個々の状況に応じた適切な支援を行います。
- ② 地域住民が互いに役割や出番を持ち、支え合いながら暮らし、地域課題の解決を積極的に試みる地域づくりを進め、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

また、地域や単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働により役割分担や支援の方向性を定め対応していく包括的な相談支援体制の整備を図っていきます。
- ③ 行政だけでは把握できない孤独・孤立問題を把握し、支援を必要とする人をスムーズに支援できるよう、官民が連携して取り組んでいきます。
- ④ 正規就労を含めた就労の支援に関しては、求職者に対し、求人企業とのマッチング支援を行います。併せて、支援制度の紹介などにも積極的に取り組みます。
- ⑤ 就労に困難を抱え、社会的に孤立している生活困窮者の相談支援については、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った包括的、個別的、早期的な支援を行います。

○ インターネットにおける人権問題

(1) 現状と課題

情報通信技術の進展により、インターネットは利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットの普及により、情報発信や情報収集、コミュニケーションの迅速性は急激に向上しました。

しかし、インターネットの公開性、拡散性、記録性という特性が、掲載された情報の修正、消去や急激な拡散の防止などを困難にするとともに発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信など深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総監の出現や児童ポルノの流通といった性的児童虐待も発生しています。

また、2021（令和3）年、国のGIGAスクール構想により、小・中・義務教育学校に1人1台端末が導入され、児童生徒一人ひとりに対する学習環境が整ったことやスマートフォン、ゲーム機器等の所持率が上ったことで、インターネットにつながる端末が身近になり、インターネット上で誹謗中傷をはじめ、個人

情報の無断掲載やSNSでの悪口等のいじめにつながる行為が課題となっています。

さらに、万が一犯罪等に巻き込まれた場合の適切な対応ができるための知識や手段に対する情報提供が不十分であるといった課題もあります。

多くの人がスマートフォンなどの機器を1人1台保有する今、さまざまなデータや情報が流通するインターネット空間において、一人ひとりが適切に情報を受発信したり、AI等の新たなツールやサービスを活用したりするためのメディアリテラシーの向上が求められています。

(2) 施策の推進方針

① インターネットの正しく安全な利用の方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法などについて、関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進するとともに相談窓口についても周知を図ります。

学校においては、インターネットによるトラブルやいじめ等につながる行為を未然に防止するため、各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者教職員を対象として専門家による講演等を行い、情報モラル教育等を推進します。

② インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、住民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携しながら削除要請等を行っていきます。また、2022（令和4）年10月にインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害に対して適切に対応できる特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）の一部が改正されましたが、実効性のある法的整備について、引き続き国に要望していきます。

○ 個人情報の保護

(1) 現状と課題

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されていますが、これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。

しかしながら、個人情報保護法施行後もなお、個人情報の盗用・流出事件が後を絶たず、事件の内容によっては、重大な人権侵害につながるおそれがあります。

また、2021（令和3）年の個人情報保護法改正では、デジタル社会の進展に対

応するための官民を通じた個人情報の保護と活用の強化等が図られており、AIの活用や情報のグローバル化等が進む中、個人情報の流出等防止の重要性は、ますます高まっています。

このため、行政機関は、より一層個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、住民や事業者が個人情報の保護について理解を深め、適切な取扱いを行う必要があります。

(2) 施策の推進方針

住民や事業所が個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報流出等による人権侵害の被害者にも加害者にもなることがないよう、教育・啓発に取り組みます。

また、個人情報の取扱いに関する住民からの苦情等の相談の解決に資するよう、個人情報保護法に基づき設置される国の「個人情報保護委員会」等の相談窓口の情報の周知に努めます。

○ 災害時における人権問題

(1) 現状と課題

2011（平成23）年3月11日の東日本大震災により災害に対する意識が変わり、国の災害対策もその教訓を踏まえることで改善されつつある中で、毎年のように災害が発生しており、隨時対策の見直しが行われています。

2018（平成30）年に発生した西日本豪雨災害では、本県においても、土砂災害や河川の氾濫により甚大な被害が発生しました。

令和に入ってからは、2019（令和元）年10月東日本台風、2023（令和5）年8月豪雨、2024（令和6）年の能登半島地震・水害により大きな被害が立て続けに発生しています。近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れています。

被災した地域では、元の生活に戻ることが困難で、長期にわたる避難生活を余儀なくされている被災者の方もおられます。被災者の方の不安な気持ちを理解し、その心に寄り添う支援ができるような体制づくりが重要になっています。災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、それぞれに配慮した食料や日用生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があります。

そして、要配慮者に対してきめ細かい支援や配慮を行うためには、災害対策基本法により作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」や本人の申請により作成される「個別避難計画」の活用等を通じて、平常時から災害に焦点

を置いて地域の居住者の把握をしておく必要があります。

また、情報の伝達に配慮が必要な方(視覚・聴覚に障がいのある方、日本語の理解が困難な方など)への情報伝達方法の多様化に対応しなければなりません。一方で、正しく情報を把握していないために生じる風評被害、災害転入者へのいじめや差別等の問題等、災害時に発生するさまざまな人権問題を未然に防ぐ施策も必要です。

南海トラフ巨大地震による県独自の被害想定では、最大震度は7、死者は最大で約1万6千人、全壊家屋は約24万4千棟となるなど、本県がかつて経験したことのない甚大な被害が予想されていることから、防災力の一層の強化を図り、住民の生命、身体、財産を守るために取組を進めているところですが、災害時においても人権に配慮した対応ができるように、平時から取り組むことが重要となっています。

これらに対応するためには、過去の災害から学び、普段から行政だけでなく地域においても、災害時に一人ひとりの命を守るために必要なことについて考え、自分自身のこととして対策を考え備えることが求められます。

(2) 施策の推進方針

- ① 災害発生時における情報伝達については、防災ラジオや防災アプリなど、要配慮者にも配慮したさまざまな伝達媒体を利用するよう努めます。
- ② 住民がお互いに助け合うように、「避難行動要支援者支援制度」の周知を通して、要配慮者支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力をして共助の体制づくりを推進します。
- ③ 地域での防災訓練等を通した実践的な防災知識や技能と自主防災組織体制の充実を図ります。また、住民自らが作成する地区防災マップの作成を推進し、作成に係る指導助言を行います。
- ④ 安心・安全な避難ができるよう施設のバリアフリー化やプライバシーへ配慮した避難所の確保と受入体制の整備に努めます。また、通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の避難所の確保や受入態勢の整備を行います。
- ⑤ 災害時における救援・被災者受入等の相談窓口を避難所内に開設し、食料や飲料水など生活支援物資に関連する情報提供や被災者受入等に努めます。
- ⑥ 災害からの地域の復興において、住民同士がつながり、困りごとを受け止める、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を進めるため、専門機関が連携し、支援方法や計画を考え、地域内の支援につないでいく、災害ケースマネジメント体制の構築の検討を進めます。
- ⑦ 風評被害や被災地出身者に対するいじめや差別が発生している現状を踏ま

え、被災地の現状を正しく知ってもらい、被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起こさないよう教育・啓発に努めます。

○ 自死にかかわる人の人権問題

(1) 現状と課題

自死は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等さまざまな要因が関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われています。

我が国の自死者数は、1998（平成10）年以降14年連続で3万人を超えていましたが、2006（平成18）年の自殺対策基本法の施行により、「個人の問題」と認識されがちであった自死が「社会の問題」と認識されるようになりました。その後、自死者数は減少傾向となりましたが、それでもなお自死者数は年間2万人前後で推移しており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は先進7カ国の中でも高い水準にあるため、国を挙げての一層の取組が重要となっています。

2016（平成28）年に自殺対策基本法が改正され、すべての自治体において地域自殺対策計画を策定することが義務づけられました。本町では、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現をめざして自死対策の取り組みを推進していきます。

また、残された自死遺族等に対する問題も重要な課題となってきています。自死遺族等が受ける精神的な苦痛は大きく、自責の念や自死遺族等に対する差別的な言動や偏見の目で見られるなど、周囲から孤立してしまうことがあります。自死遺族等に対して、必要な情報の提供とともに遺族等に寄り添う姿勢で支援することや自死遺族等の苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう配慮が求められます。

(2) 施策の推進方針

生きることを後押しするさまざまな要因への支援、自死対策を支える人材育成、住民への知識の普及啓発の強化、地域におけるネットワークの強化に取り組みます。特に、こころの健康に関心を持ち、自死のサインに気づき、つなげることができるゲートキーパーを養成し、ゲートキーパーの役割を住民一人ひとりが意識することができるよう推進します。

また、精神疾患や精神科受診等に対する偏見や抵抗感が強いことから、こころの問題について理解し、悩みを深刻化させないための啓発等を推進します。

○ 人身取引における人権問題（性的サービスや労働の強要等）

（1）現状と課題

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、2022（令和4）年に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅および被害者の保護を推進するとともに、こうした取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼びかけるなど、関係省庁の協力による取り組みが進められています。

（2）施策の推進方針

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は重大な犯罪行為であることから、その防止を図ることを目的として、人身取引についての関心と理解を深めるための教育・啓発に取り組むとともに、関係機関・団体の連携のもと、被害者やその周囲の人等からの相談がしやすい環境づくりを推進します。

○ 拉致被害者等の人権問題

（1）現状と課題

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律では、国および地方公共団体の責務等が定められています。

（2）施策の推進方針

毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められており、町においても、国および県・市町と連携しながら拉致問題解決に向けた住民の関心と認識を深めていくための教育・啓発に取り組みます。

○ その他の人権に関わる諸問題

ここまで挙げた直接的な人権侵害が発生している課題以外にも、例えば以下のような人権侵害その他の要因によって引き起こされる問題があります。こうした問題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に向けて必要な取り組みを行っ

ていきます。

○ 孤独・孤立

社会構造の変化や家族の形態の多様化等により、人と人のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

国では、2021（令和3）年12月に孤独・孤立対策の重点計画が策定され、2022（令和4）年2月より、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置されました。また、2023（令和5）年6月には「孤独・孤立対策推進法」が公布され、国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国および地方の推進体制等が定められました。

こうした状況の中、町においても、県やNPO等民間団体等と地域や様々な分野を超えて連携し、孤独・孤立対策に取り組むため、必要な方へ情報や支援が届けられる仕組みづくりに取り組んでいきます。

○ 依存症

アルコールやギャンブル、薬物等の依存症は、年齢、性別、社会的立場などに関わりなく、誰でもなる可能性があり、孤立・孤独感や不安・焦り等様々な要因や背景に関連し発生することがあります。

しかし、依存症は「根性がない、意志が弱いから回復できない」等といった誤ったイメージを持たれていることがあります、依存症の本人や家族が支援機関につながりをもつことができず、孤立した結果、依存症がさらに悪化することがあります。、住民が依存症等について正しく理解し、必要な支援につながり、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、関係機関連携のもと、依存症対策を総合的に推進していくことが必要です。

町では「誰もが自分らしく幸せを感じることができる町」を基本として、様々な分野の施策の連携の強化等を図りながら、依存症対策の一層の推進に取り組んで行きます。

○ ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活を送ることができない人々が、大都市を中心に多数存在します。

国においては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が2023（令和5）年7月に改定され、

ホームレスの自立支援に向けた雇用、保健医療、福祉等の施策の総合的な推進が図られています。

町では、2023（令和5）年1月に厚生労働省が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」において、ホームレスの存在が確認されず、問題は顕在化していませんが、経済状況の変化により増加する可能性もあることから、引き続きホームレスの現状把握や自立支援の取組の推進、ホームレスに対する偏見や差別の解消に向けた取り組みを行うことが必要です。

おわりに

めまぐるしく変化する社会の中で、解決すべき差別や人権の課題は多様化、複雑化してきています。こうした現状認識に基づき、新たに施行・改正された法律や人権をとりまく状況の変化を踏まえながら、「伊方町差別のない人権尊重の町づくり条例」の施行に伴い、「伊方町人権教育・啓発に関する基本方針」を「伊方町人権施策推進基本計画」に改訂いたしました。

本町に暮らし、働き、学び、集い、訪れる人たち、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見、人権侵害のないこころ豊かな「人権尊重の町」伊方町の実現に向けて取組を進めてまいります。

■用語の解説

用語解説

あ行

アカデミックハラスメント

大学等の教育・学術研究機関において行われる教育・研究上の優位性を背景とした嫌がらせや、相手に不利益を与える行為のこと。

アクセシビリティ

年齢的、身体的条件に関わらず支障なくサービス、情報、建物などが利用できること。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

インフォームド・コンセント

患者個人の権利と医師の義務を指す言葉。患者には医療上の自己の真実を知る権利があるので、医師は個々の患者が理解し納得できるように説明する義務がある。

SNS (Social Networking Service))

人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供するオンラインサービス。主なSNSにX(旧ツイッター)、インスタグラム、フェイスブック、ラインなどがある。

LGBT (Q・+)

L : レズビアン(Lesbian) : 女性同性愛者

G : ゲイ(Gay) : 男性同性愛者

B : バイセクシュアル(Bisexual) : 両性愛者

T : トランスジェンダー(Transgender) : 生まれたときの「体の性別」と自認する
「心の性別」が一致しない人

※これ以外にも性のあり方はさまざまあります。

※ SOGIで表現することも。

「性的指向」 Sexual Orientation

(自分にとって恋愛や性愛の対象となる性別は何か)

「性自認」 Gender Identity

(自分自身が自分の性をどう捉えているか) 性同一性とも

また、LGBTにクエスチョニング (Questioning、自身の性を決められない人・自身の性が分からぬ人)、エックスジェンダー (X gender、心の性を男性・女性の

いずれとも明確に認識していない人)、アセクシュアル (Asexual、男性・女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人)などを合わせて、「LGBTQ」や「LGBTQ+」等と表記されることもある。

えせ同和行為

同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。

エッセンシャルワーカー

医療や福祉、小売業、運送業、清掃業等、社会生活を維持する上で必要不可欠な職業に従事する労働者。

N P O

Non-Profit Organization の略称。民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益事業を行う組織・団体をいう。

親子関係の修復・家庭復帰

子どもが保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて、子どもを保護者から一時的に引き離すことになるが、保護者と生活することが子どもの最善の利益につながる場合、保護者が虐待の事実と真剣に向き合い、再び、子どもと生活することができるようにすること。

オレンジリボン

平成 16 年 9 月、栃木県小山市で起きた二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ、亡くなるという悲惨な事件がきっかけとなって、小山市の市民団体が、児童虐待防止をめざして平成 17 年からオレンジリボンによる啓発活動を始めた。現在では、この運動に対して国も後援するなど、全国的に子どもを虐待から守るメッセージリボンとして広がっている。

か行

カスタマーハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、その手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもののこと。

家族の再統合

児童虐待等により保護者から分離した子どもが、再び家庭で暮らせるようになるなど保護者との適切な親子関係が築けるように、保護者に養育方法の改善等を指導・助言するなどの取組。子どもの意向を確認しながら、子どもの最善の利益を図ることを目的として行う。

カミングアウト

自分が社会一般に誤解や偏見を受けている少数派の主義、立場であることを他人に伝えること。例えば、性的マイノリティ、在日外国人、HIV患者であることをなどを公表すること。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。保護観察所が登録する。

協働のまちづくり

協働のまちづくりとは、住民や事業者と町がそれぞれの役割と責任を自覚し、対等の立場で協力し合い、公共的課題の解決や地域の実情に合わせたまちづくりに取り組むことをいう。

ケアリーバー

虐待や貧困などのため親と暮らせず、児童養護施設や里親家庭などのもとで育ち、自立して児童養護施設や里親の元を離れた子ども・若者のこと。「社会的養護」（ケア）から離れた人（リーバー）を合わせた言葉。

ゲートキーパー

自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(声をかけ、必要な支援につなげ、見守る)をとることができる人のことをいう。

健康寿命

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいい、特に本県では日常生活動作が自立している期間の延伸をめざしている。

高次脳機能障害

交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障害。

合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組のこと（取組の実施に伴う負担が過重になるものは除く）。

子どもの権利ノート

児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること」を伝えるためのノート。全国のほとんどの自治体において作成されている。

さ行

サプライチェーン

商品や製品が原材料の調達から消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。

ジェンダー・アイデンティティ

「Gender Identity」。自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（自己同一性）持っているかということ。「性自認」や「性同一性」と表記されることもある。

事前登録型本人通知制度

市町村が住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合、事前に必要な登録を行っておくと、交付があった事実が本人に通知される制度。代理人等による取得が不正なものであった場合、その早期発見が期待できるだけでなく、多くの人が制度に登録することで、身元調査などのために不正取得をしようとする者が発覚を警戒するようになり、その抑止につながる効果がある。

自死遺族等

親族のみならず職場の同僚、学校の友人、婚約者や内縁関係の人、親しい友人等も含め、自死によって影響を受ける可能性のあるすべての人のことをいう。

自死と自殺の表記

「自殺」という言葉は、悪いイメージで語られ、多くの遺族が辛い思いをしていることに配慮し、「自殺」の呼称を「自死」に改めている。

ただし、法律等の名称(自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など)や国等の統計に使用される用語(自殺死亡率、自殺者数など)は引き続き「自殺」を使用する。

自尊感情

長所も短所もひっくるめて自分自身をかけがえのない存在と感じること。

児童虐待

児童虐待は、保護者がその監護する子どもに行う次に掲げる行為で4種類に分けられる。

- 身体的虐待：子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。(叩く、なぐる、ける、やけどを負わせる。)
- 性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。(性的行為の強要、性器や性交を見せるなど)
- 保護者の怠慢ないし拒否（ネグレクト）：子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど)

●心理的虐待：子どもに著しい暴言または著しく拒絶的な反応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）、子どもの兄弟への虐待など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（言葉によるおどし、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもが同居する家庭におけるドメスティック・バイオレンスなど）

障害者社会参加推進センター

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として設置された機関。

障害の社会モデル

障がいのある人が受ける社会的不利は、社会の問題だとする考え方。社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた障がいのある人と考える。社会が能力を発揮する機会を奪っているということ。社会モデルは、身体能力に着目するのではなく、社会の障壁に着目する考え方である。

（例：車椅子利用者が店舗の入口に段差があって中に入れない場合、入れないのはその人に問題があるからではなく、段差そのものが「障壁（バリア）」となっていることが理由であると捉える考え方）

障害と障がいの表記

「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記する。

ただし、法令等の名称を用いる場合や団体名、施設名等の固有名詞、人や人の状態を表さないものは対象としない。

シトラスリボンプロジェクト

コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛のボランティアの人たちがはじめた計画です。

シトラス色のリボンや専用のロゴを身に着けて、コロナウイルスに感染して回復した人たちや濃厚接触者と判断された人たち等が地域や家庭、学校（職場）に戻って来た時、「ただいま」「おかえり」と温かく迎える気持ちを表す活動です。

リボンやロゴで表現している3つ輪は、「地域」「家庭」「学校（職場）」を意味しています。

人権の基本理念

人権施策基本方針では、人権の基本理念について次の5つの視点から述べている

①人権の普遍性・日常性（人権はすべての人間に関わる普遍性と、身近なものであるという日常性を有する。）

②人権の平等性(人権はすべての人間に対して同じように保障されなければならない。)

③個人の尊重(人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければならない。)

④多元社会と共生(多様性が承認され、県民が共生していくことが必要である。)

⑤人権の義務的性格(人権が尊重される社会づくりの最終的な責務は私たち一人ひとりにある。また、個人の人権の行使には他の個人の人権の尊重という制約を伴う。)

人権教育のためのフェーズ（段階）行動計画

人権教育のための世界計画 2004（平成 16）年の国連総会において決議され、「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権 教育を積極的に推進していくことを目的とした計画。数年のフェーズ（段階）ごとに行動計画を策定している。

フェーズごとの重点対象 2005（平成 17）年～2009（平成 21）年 第 1 フェーズ 初等中等教育 第 2 フェーズ 高等教育における人権教育及び 2010（平成 22）年～2014（平成 26）年 すべてのレベルの教員、公務員など 第 3 フェーズ ジャーナリスト、メディア関係者 2015（平成 27）年 第 4 フェーズ 青少年～2019（令和元）年 2020（令和 2）年～2024（令和 6）年

ストーカー

同一の者に対し、つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、見張り、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、粗野・乱暴な言動、無言電話、連続した電話、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害などを繰り返して行うことをいう。

性別における固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などのように、男女の役割を固定的にとらえる考え方、意識をいう。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が認知症高齢者等、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)に関する契約、遺産分割などの法律行為全般を行い、当事者を保護し支援する制度のこと。

2000（平成 12）年 4 月施行。（民法改正）

生成 A I

文章や画像などのさまざまなコンテンツを生成することができる A I（人工知能）

のこと。

性的指向

自分の恋愛感情や性的感情の対象がどのような性別に向かうかということ。

「Sexual Orientation」(セクシュアルオリエンテーション)と表記されることもある。

セクシュアルハラスメント

「性的嫌がらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要的接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれる。

た行

多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

デジタル・シティズンシップ教育

デジタルツールを適切に活用し、責任ある市民として社会に積極的に参加するため必要な能力を身に付けることを目的とした教育のこと。

地域生活定着支援センター

高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、介護予防に関するマネジメント、高齢者への総合的な相談支援および権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった、介護予防に関するマネジメント、高齢者への総合的な相談支援および権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった多面的な支援を行う機関。

D S D s

性分化疾患 (Disorders Of Sex Development)。外性器の形状や大きさ、内性器、染色体など、生まれつきの身体の様態が一般的とされる男性・女性の身体とは一部異なる状況のこと。アンドロゲン不応症 (AIS) やターナー症候群など、様々な身体の状態を包括的に表した用語。

データDV

婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったものも含む。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。2009（平成21）年施行の改正児童福祉法で明記された。

ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence (DV)。

配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

な行

難病相談支援センター

地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進および就労支援などを行うため、都道府県が設置するものである。

ニート

ニート(NEET)とは、Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略。元々はイギリスで誕生した言葉であるが、厚生労働省の定義では、15～34歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのことを行う。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

ハラスメント（優越した地位や立場を利用した嫌がらせ）

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（地位等を利用した嫌がらせ）、マタニティハラスメント（妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせ）など様々な種類がある。

パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してさまざまな優位性を背景に行われるものも含まれる。

2020（令和2）年に改正された労働施策総合推進法では、①優越的な関係を背景と

した言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの。

3つの要素を全て満たすものがパワーハラスメントにあたると定義された。

ハンセン病

ノルウェーの医師ハンセンが発見したライ菌の感染によって起こる感染症のこと。ライ菌の伝染力はごく弱く感染しても発病することは極めて稀だが、かつては遺伝病と誤解されたこともあった。仮に発症しても現在では、治療法も確立され確実に治癒できる病気である。

病気にかかわる人

病気にかかっている人、病気にかかっていた人及びその家族又は遺族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいう。

ファミリーホーム

複数の要保護児童を、養育者の自宅において、養育者と複数の職員が家庭的な環境のもとで養育する事業で、2009（平成21）年度に法制化された。

フィールドワーク

学習テーマに基づいて、学習者自らが現地に出かけて行き、調査や聞き取りを行うことにより、学習者の問題意識や主体的な参加を引き出すことができる手法。

フェイクニュース

明確な定義はないが、何らかの利益を得ることや意図的に騙すこと目的としたいわゆる「偽情報」や単に誤った情報である「誤情報」、「デマ」などを広く指した言葉。

母 語

幼少期に母親などの周囲の人たちから自然な状態で習得する言語。

ら行

レインボーフラッグ

性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する旗のこと。

現在は、赤・オレンジ・黄・緑・青・紫の6色が使用されている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての人が、またどのような状態のと

きでも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条の 2 に基づく協議会で、市町において、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議、調整を行う組織。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっている。構成機関に守秘義務が課せられるため情報共有が密になるとともに、市町長が運営の中核となる調整機関や構成員などを公示することにより責任ある実施体制が確保されている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

※ 用語の解説については、本基本計画には記載されていない関連語句も掲載しています。

参考資料

世界人権宣言

1948（昭和 23 年）12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その

国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

1 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する

2 国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有

する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的とし

なければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又

は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び

増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができ

る。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

令和7年4月1日
伊方町条例 第14号

伊方町差別のない人権尊重の町づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生ききることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、職業、障がい、感染症等の病気、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする不当な差別が存在しており、また、情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。こうしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、町及び町民・事業者等が協力して、人権課題の解決に向けた取組を一層推進していく必要がある。

ここに伊方町は、全ての町民が不当な差別を受けることなく個人として尊重される町づくり実現のためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別のない人権尊重の町づくりに関し、町及び町民・事業者等の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項及び不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、差別のない人権尊重の町づくりを総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題解消を図るとともに、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別　社会的身分、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、職業、障がい、感染症等の病気、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 町民　町の区域内に在住、在勤等又は在学をする個人をいう。
- (3) 事業者等　町の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活

動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権施策を国及び県、各関係機関等と連携を図りながら協力して、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(町民及び事業者等の責務)

第4条 町民及び事業者等は、町の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権施策に協力するよう努めなければならない。

(不当な差別の禁止)

第5条 何人も、社会的身分、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、職業、障がい、感染症等の病気、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする不当な差別を行ってはならない。

(基本計画)

第6条 町長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 差別の解消に向けた施策に関すること。
- (6) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか、差別のない人権尊重の町づくりのための重要な施策に関すること。
- (8) 人権問題における分野ごとの施策に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する人権尊重の町づくり推進協議会の意見を聴くとともに、町民の意見を反映することができるような必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(人権教育及び人権啓発)

第7条 町は、不当な差別を解消し、並びに差別のない人権尊重の町づくりに対する町民及び事業者等の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び

人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

- 2 町は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。
- 3 町は、差別のない人権尊重の町づくりの推進に関して、地域の実情に応じた教育及び啓発に努めるものとする。
- 4 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び保育に携わる者及び行政関係職員等は、人権意識の高揚並びに多様性を認め合う心の形成に配慮した教育及び啓発に努めるものとする。

（相談体制の整備）

第8条 町は、人権に関する相談に的確に応ずることができるように、人権に関する相談に対応するための窓口の設置、相談に応ずる者の資質向上を図る等必要な体制の整備を行い相談体制の充実を図るものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第9条 町は、不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、国その他関係機関、町民及び事業者等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第10条 町は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（人権尊重の町づくり推進協議会）

第11条 第6条第2項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重の町づくりの推進に関する重要事項について、町長の諮問に応じ、調査審議するため、伊方町人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（インターネット上の誹謗中傷等の未然防止措置及び支援）

第12条 町は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策
- (2) インターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。